

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する
政令案

新旧対照条文 目次

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第一条関係） 1
- 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）
（第二条関係） 16
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）（抄）（第三条関係） 19
- 平成二十七年における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令
（平成二十七年政令第百十八号）（抄）（第四条関係） 27

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額</p> <p>イ 療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者（以下「組合特定被保険者」という。）のうち厚生労働大臣の定める組合の被保険者であつて常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（ロにおいて「指定組合特定被保険者」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の</p> | <p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額</p> <p>イ 療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者（以下「組合特定被保険者」という。）のうち厚生労働大臣の定める組合の被保険者であつて常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（ロにおいて「指定組合特定被保険者」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の</p> |

支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（次項において「指定組合特定被保険者給付額」という。）を除く。）から次項に規定する特定給付額を控除した額

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 第二項に規定する特定給付額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額に健康保険法第五十三条第一項に規定する給付費割合（次号イにおいて「給付費割合」という。）を乗じて得た額（次号ロにおいて「前期高齢者交付金給付費相当額」という。）を控除した額）に係る特定割合 千分の百三十

二 前項に規定する特定納付費用額（以下この号において「特定納付費用額」という。）に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合

イ (略)

ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四

5
5
10 (略)

支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（次項において「指定組合特定被保険者給付額」という。）を除く。）から同項に規定する特定給付額を控除した額

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 特定給付額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額に健康保険法第五十三条第一項に規定する給付費割合（次号イにおいて「給付費割合」という。）を乗じて得た額（次号ロにおいて「前期高齢者交付金給付費相当額」という。）を控除した額）に係る特定割合 千分の百三十

二 特定納付費用額に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合

イ (略)

ロ 特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四

5
5
10 (略)

附 則

(組合に対する補助の特例)

第十五条 平成二十七年において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------------------------------|------------|---|
| <p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ</p> | <p>とし、</p> | <p>とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者があつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項</p> |
|--------------------------------------|------------|---|

附 則

(新設)

| | | |
|--|----------------------------|---|
| <p>附則第十三 条の規定に より読み替 えられた第 五条第三項</p> | | |
| <p>算定した額（</p> | <p>項を除く。）から同</p> | |
| <p>算定した額（組合特定被保 険者のうち法附則第十条第 三項の規定により厚生労働 大臣が定める組合の被保険 者であつて指定組合特定被 保険者でないものに係る前 期高齢者納付金の納付に要 する費用の額に相当する額 として厚生労働省令で定め るところにより算定した額</p> | <p>の合算額を除く。）から第 三項</p> | <p>第一号及び第二号に掲げる 額の合計額に対する同号に 掲げる額の割合を乗じて得 た額の合算額（前期高齢者 交付金がある場合には、法 附則第十条第三項の規定に より厚生労働大臣が定める 組合の被保険者であつて指 定組合特定被保険者でない ものに係る前期高齢者交付 金の額に相当する額として 厚生労働省令で定めるとこ ろにより算定した額を控除 した額）並びに</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| を 除 く | |
| の 合 算 額 を 除 く | <p>に高齢者医療確保法附則第十三条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに</p> |

| | | |
|------------------------|------------|---|
| <p>第五條第四 項第一號</p> | <p>得た額</p> | <p>得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。</p> |
| <p>第五條第四 項第二號イ</p> | <p>得た額</p> | <p>得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三條の五の八第一項第一號から第三號までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>第五條第四 項第二號ロ</p> |
| | <p>ロ 特定納付費用 額のうちイに規 定する給付費割 合を乗じて得た 額を除いた額（ 前期高齢者交付 金がある場合に は、特定納付費 用額に係る前期 高齢者交付金の 額に相当する額 から前期高齢者 交付金給付費相 当額を控除した 額を控除した額 ）に係る特定割</p> |
| <p>三條の五の六第一號に規定 する調整対象給付費見込額 （以下この号において「調 整対象給付費見込額」とい う。）に同條第三號に規定 する概算加入者調整率を乗 じて得た額から調整対象給 付費見込額を控除した額（ 当該額が零を下回る場合に は、零とする。）の割合を 乗じて得た額）</p> | <p>ロ 特定納付費用額のうち イに規定する給付費割合 を乗じて得た額を除いた 額（前期高齢者交付金がある 場合には、特定納付費用額 に係る前期高齢者交付金の 額に相当する額から前期高 齢者交付金給付費相当額を 控除した額。以下このロに おいて「給付費相当額」 という。）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる 区分に応じ、当該(1)及び (2)に定める割合</p> |

合
千分の百六
十四

(1) 給付費相当額控除後
特定納付費用額のうち
組合特定被保険者の
うち法附則第十条第三
項の規定により厚生労
働大臣が定める組合の
被保険者でないものに
係る前期高齢者納付金
の納付に要する費用の
額に高齢者医療確保法
附則第十三条第一項の
規定により読み替えら
れた高齢者医療確保法
第三十四条第一項第一
号及び第二号に掲げる
額の合計額に対する同
号に規定する後期高齢
者支援金の額に同号に
規定する率を乗じて得
た額の割合を乗じて得
た額並びに後期高齢者
支援金の納付に要する
費用の額の合計額に二
分の一を乗じて得た額
に係る特定割合 厚生
労働省令で定める基準
となる年度における被
保険者に係る所得並び

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

| |
|---|
| |
| |
| <p>(2) 給付費相当額控除後 特定納付費用額のうち (1)に規定する二分の一 を乗じて得た額を除いた 額に係る特定割合 千分の百六十四</p> |

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第十六条 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------------------|--|--|
| <p>第五条第一 項第一号イ</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>を除く</p> | <p>と指定組合の経過的組合員（附則第十六条に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。）のうち健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食療養費の支給に要した費用の額、入院時生活</p> | <p>と指定組合の経過的組合員（附則第十五条第一項に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。）のうち同条の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要し</p> |

第十五条 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------------------|--|--|
| <p>第五条第一 項第一号イ</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>を除く</p> | <p>と指定組合の経過的組合員（附則第十五条第一項に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。）のうち同条の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要し</p> | <p>と指定組合の経過的組合員（附則第十五条第一項に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。）のうち同条の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要し</p> |

療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額、指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者であるものをいう。以下同じ。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並

た費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額、指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者であるものをいう。以下同じ。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び

| | | | | | |
|------------|---|-----------------------|--|---|--|
| | <p>前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ</p> | <p>であつて指定組合特定被保険者</p> | <p>であつて指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員</p> | <p>びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額を除く</p> | |
| <p>を除く</p> | <p>と小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額から指定組合特定被保険者のうち経過の世帯員に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納</p> | <p>第五條第一項第一号ロ</p> | <p>を除く</p> | <p>と小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額から指定組合特定被保険者のうち経過の世帯員に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者のうち経過の世帯員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額</p> | <p>高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額を除く</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>項 第五条第二</p> | |
| <p>を除く</p> | <p>付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を除く</p> |
| <p>項 第五条第二</p> | |
| <p>を除く</p> | <p>並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費</p> |
| <p>項 第五条第二</p> | <p>）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を除く</p> |
| <p>を除く</p> | <p>並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費</p> |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項</p> | <p>であつて指定組合特定被保険者</p> | <p>及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額の合算額を除く</p> |
| | <p>並びに指定組合特定被保険者納付費用額</p> | <p>、指定組合特定被保険者納付費用額並びに経過の組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、経過の組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除</p> | <p>第五條第三項 を除く</p> <p>並びに経過の組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、経過の組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を除く</p> |

| | | |
|--------------------------------------|---|-------------------------------------|
| <p>(1) 前条の規定により読み替えられた第五号第四項第二号イ</p> | <p>前条の規定により読み替えられた第五号第四項第一号及び第二号イ</p> | |
| <p>の被保険者</p> | <p>指定組合特定被保険者</p> | |
| <p>の被保険者又は経過の組合員若しくは経過の世帯員</p> | <p>指定組合特定被保険者又は経過の組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p> | <p>した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> |

(削除)

| | |
|--|-------------|
| <p>2) 平成三十年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合においては、同項中「第五条の」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号の」と、「同条の」とあるのは「当該」と、「第五条第一項第一号イ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第一項第一号イ」と、「第五条第一項第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第一項第一号ロ」と、「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第五条第三項」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第三項」とする。</p> | <p>(新設)</p> |
|--|-------------|

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保 険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）</p> <p>第四条の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者 保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号 ）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法 （大正十一年法律第七十号）第二百二十三条第一項の規定による保 険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下同じ。） に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援 金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に 掲げる額（特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規 定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。）にあつては、第一 号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項 に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同 じ。）に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の 一を乗じて得た額</p> <p>2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該 各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健 康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。以</p> | <p>附 則</p> <p>（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保 険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）</p> <p>第四条の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者 保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号 ）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法 （大正十一年法律第七十号）第二百二十三条第一項の規定による保 険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下この条に おいて同じ。）に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定 後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一 号及び第二号に掲げる額（健康保険法附則第三条第一項に規定す る特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる 額）の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項 に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。第三項 において同じ。）に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金 額に三分の一を乗じて得た額</p> <p>2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該 各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健 康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。）</p> |

下同じ。)に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3
(略)

(平成二十七年の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)

第四条の三 平成二十七年の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 平成二十七年における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額(以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。)に二分の一を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に二分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十七年における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の八第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の八第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高

に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3
(略)

(新設)

（新設）
年齢者支援金額の算定の特例）

第四条の四 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

2 | 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の十第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 | 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の十第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|--|------------------|--------------------------|-----|
| 附則 | | | |
| （老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用） | | | |
| 第六条（略） | | | |
| 2・3（略） | | | |
| <p>4 平成二十七年度において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一条、第百五十五条、第百六十条及び附則第二条の規定、同法附則第五条の二の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百七十三条及び第百七十六条の規定並びに同法附則第五条の四の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 第百五十三条第二項 | 病床転換支援金（日雇特例被保険者 | 病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く | |
| 附則 | | | |
| （老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用） | | | |
| 第六条（略） | | | |
| 2・3（略） | | | |
| <p>4 平成二十七年度から平成二十九年度までの間において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一条、第百五十五条、第百六十条及び附則第二条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条、第百五十四条、第百七十三条及び第百七十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 第百五十三条第二項 | 及び同法附則第七条第一項に規定す | 、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（ | |

| | | | | |
|---|--|--|-----|---|
| | | 附則第五条の四 | (略) | |
| 附則第四条の四の規定により読み替えて適用される | 第五百五十三条第一項、附則第五条の二の規定により読み替えて適用される | 第五条の二までの規定 | (略) | に係るものを除く。 |
| 改正令附則第六条第四項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた | 第五百五十三条第一項、改正令附則第六条第四項の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により読み替えられた | 第五条の二までの規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第四項の規定 | (略) | 。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。） |

(新設)

| | |
|-----|--|
| (略) | |
| (略) | る病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。） |
| (略) | 日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。） |

平成二十八年度において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一条、第五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第五条の三の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十三条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三条第一項及び第七十六条の規定並びに同法附則第五条の五の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|---------------|---|
| 第七條の二 第三項 | 及び国民健康保険 法 | 、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拋出金（以下「老人保健拋出金」という。）及び国 |
|--------------|---------------|---|

（新設）

| | | | | | | | |
|--------------|----------------------|------------------|------------|-------------------------------------|---|----------------|--------|
| 第百七十三 | 第百六十条第十四項 | 第百六十条第三項第二号 | 第百五十五条第一項 | 第百五十四条第二項 | 第百五十三条第二項 | 第百五十一条 | |
| 及び病床転換支援 | 及び病床転換支援金等 | 病床転換支援金等 | 及び | 及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金 | 病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。） | 第百七十三条 | |
| 、病床転換支援金等及び老 | 、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金 | 病床転換支援金等、老人保健拠出金 | 、老人保健拠出金及び | 、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金 | 病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次條第二項において「老人保健医療費拠出金」という。） | 老人保健拠出金、第百七十三条 | 民健康保險法 |

| | | |
|---|---|---|
| 条第一項及 び第七十 六条 | 金等 | 人保健拠出金 |
| 附則第二 条第一項 | 病床転換支援金等 | 病床転換支援金等、老人保 健拠出金 |
| 附則第五 条の五 | 及び第五条の三の 規定にかかわらず | 及び第五条の三の規定並び に健康保険法施行令等の一 部を改正する政令（平成二 十年政令第十六号。以下 この条において「改正令」 という。）附則第六条第五 項の規定にかかわらず |
| 第五百十三 条第一項、 附則第五 条の三の 規定により 読み替えて 適用される | 第五百十三 条第一項、 改正令附則 第六条第五 項の規定に より読み替 えて適用さ れる附則第 五条の三の 規定により 読み替えら れた | |
| 附則第四 条の四の 規定により 読み替えて 適用される | 改正令附 則第六条第 五項の規 定により読 み替えて適 用される附 則第四条の 四の規定に より読み替 えられた | |

6 | 平成二十九年度において、健康保険法附則第四条の四の規定に
より読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替え

(新設)

られた同法第七条の二第三項、第五百五十一条、第五百五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五百五十三条第二項及び第五百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十二条第六の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | | | |
|----------------------|-----------------------|---------------------|--------------|---------------------------|--|
| <p>第七條の二 第三項</p> | <p>及び国民健康保険 法</p> | <p>第五百五十一 条</p> | <p>第七十三條</p> | <p>老人保健拠出金、第七十三 条</p> | <p>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号、第五百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法</p> |
|----------------------|-----------------------|---------------------|--------------|---------------------------|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>第百五十三 条第二項</p> | <p>及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金 (日雇特例被保険 者に係るものを除 く。)</p> | <p>、同法附則第七条第一項に 規定する病床転換支援金(日 雇特例被保険者に係るもの を除く。)及び平成二十年 四月改正前老健法の規定 による医療費拠出金(次条 第二項において「老人保健 医療費拠出金」という。)</p> |
| <p>第百五十四 条第二項</p> | <p>及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金</p> | <p>、同法附則第七条第一項に 規定する病床転換支援金及 び老人保健医療費拠出金</p> |
| <p>第百五十五 条第一項</p> | <p>及び</p> | <p>、老人保健拠出金及び</p> |
| <p>第百六十条 第三項第二 号</p> | <p>病床転換支援金等</p> | <p>病床転換支援金等、老人保 健拠出金</p> |
| <p>第百六十条 第十四項</p> | <p>及び病床転換支援 金等</p> | <p>、病床転換支援金等の額及 び老人保健拠出金</p> |
| <p>第百七十三 条第一項及 び第百七十 六条</p> | <p>及び病床転換支援 金等</p> | <p>、病床転換支援金等及び老 人保健拠出金</p> |

| | |
|--|---|
| <p>附則第五條の六</p> | <p>附則第二條第一項</p> |
| <p>及び第五條の規定</p> | <p>病床轉換支援金等</p> |
| <p>附則第四條の四の規定により読み替えて適用される</p> | <p>病床轉換支援金等、老人保健拠出金</p> |
| <p>改正令附則第六條第六項の規定により読み替えて適用される附則第四條の四の規定により読み替えられた</p> | <p>及び第五條の規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六條第六項の規定</p> |

